

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第12号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和27年佐賀県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第8条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1高等学校等教育職給料表又は別表第2中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第8条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1高等学校等教育職給料表又は別表第2中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第2条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 県立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、学校栄養職員、事務職員及びその他の職員</p> <p>(2) 市町立の中学校及び小学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員</p> <p>2 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第21条の2 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第1項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">高等学校等教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>	<p>(1) 県立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、学校栄養職員、事務職員及びその他の職員</p> <p>(2) 市町立の中学校及び小学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員</p> <p>2 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第21条の2 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第1項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">高等学校等教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>

改正前	改正後
<p>備考(1) この表は、次に掲げる者に適用する。</p> <p>ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>中学校・小学校教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考(1) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第1の適用を受ける者を除く。)に適用する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>備考(1) この表は、次に掲げる者に適用する。</p> <p>ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>中学校・小学校教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考(1) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第1の適用を受ける者を除く。)に適用する。</p> <p>(2) 略</p>

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

第3条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例(昭和33年佐賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項</p>

改正前	改正後
<p>より採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）をいう。</p> <p>（産業教育手当）</p> <p>第3条 農業又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員で、高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習を担当する主幹教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）をいう。</p> <p>（産業教育手当）</p> <p>第3条 農業又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員で、高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正）

第4条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和35年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定時制通信教育手当）</p> <p>第2条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にあるもの、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本</p>	<p>（定時制通信教育手当）</p> <p>第2条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にあるもの、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本</p>

改正前	改正後
<p>務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（常時勤務の者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事するものには、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（常時勤務の者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事するものには、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第5条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2</p>

改正前	改正後
条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。) 実習助手及び寄宿舍指導員をいう。	号) 第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。) 実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。